



## 後期高齢者医療制度をご存知ですか？

先月号の「はあと」からご紹介しています「後期高齢者医療制度」(H20.4.1 施行)ですが、今回は「今とどう変わるの?」という疑問にお答えします!!

### 老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較

項目	老人保健制度 (現在)	後期高齢者医療制度 (H20.4.1~)
運営主体	市町村	広域連合(都道府県単位で全市町村加入)
対象者	75歳以上(65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入するかたを含む)	老人保健制度と同じ
加入形態	それぞれの医療保険に加入 <b>保険証</b> 市町村が行う老人保健医療を受ける <b>老人保健</b> 今までは2枚	それまでの医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入 市町村で構成する広域連合が運営する保険制度 <b>保険証</b> これからは1枚
医療費の給付	療養の給付等	老人保健制度と同じ
一部負担	1割負担(現役並み所得者は3割)	老人保健制度と同じ
保険料の負担	老人保健制度自体での保険料の負担はない(国民健康保険や被用者保険(注)の保険者へ保険料を納付する)	被保険者は、広域連合が条例で定めた保険料率により算定した保険料を納付する

老人保健制度では、国民健康保険又は被用者保険(注)に加入したまま老人保健制度の対象となりますが、後期高齢者医療制度の場合は、独立した医療制度であるため、それまで加入していた保険を脱退して加入することになります。

〔注：被用者保険とは、政府管掌健康保険や企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことであり、国民健康保険は含まれません。〕

### 降雪時の病院送迎バスの運行について

最近では「大雪の日」というのはめっきり少なくなりましたが、お天気によってはバスの運行が難しくなる場合があります。

天気予報の**大雪警報・注意報**、**暴風雪警報・注意報**が発令されている場合は、お手数をお掛けいたしますが、病院受付(566-7061)へ運行のご確認をお願いいたします。



### 相談室からちょっと一言

先日「後期高齢者医療制度」についての説明会に行ってきました。地域の年配の方がたくさん参加されており、この制度についての関心の高さを感じました。4月からの導入に向けて、1回の説明会では分かりにくいと感じたところもありましたが、私達ソーシャルワーカーも皆さまの疑問に答えることができるよう、新しい制度をきちんと勉強していきたいと思っております。